

●南区役所 総務企画課 広聴係

区役所 1 階相談コーナーにおいて、行政に関することや日常生活の困りごとなどについて、相談することができます。

(令和 7 年度)

相談名	相談内容	相談員	相談曜日・時間	備考
法律相談	困りごと、争いごとの法律的理解、解決方法について <u>(予約必要・面談のみ)</u>	弁護士	毎月第 1・3 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前 9 時から 電話(011-582-4714)で 定員 7 名を先着順で受付。 相談は面談で午後からになります。(1 人 20 分以内) 指定の時間までに区役所へお越し下さい。
司法書士相談	(裁判事務、登記、諸手続きに関すること)不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などに関すること <u>(予約必要・面談のみ)</u>	司法書士	毎月第 2・4 木曜日	(予約方法) 相談日当日、午前 9 時から電話(011-582-4714)で 定員 6 名を先着順で受付。 相談は面談で午後からになります。(1 人 30 分以内) 指定の時間までに区役所へお越し下さい。
家庭生活相談	家庭生活、生き方、近隣関係、育児、夫婦関係、心情、悩みごとなどについて	家庭生活 カウンセラー	毎週月曜日・水曜日 10 時 00 分～ 12 時 00 分 13 時 00 分～ 16 時 00 分	(電話番号) 011-582-4714
行政相談	国やその関係機関などの仕事に関すること	行政相談委員	毎月第 2・4 火曜日 13 時 00 分～ 16 時 00 分	

7 月

2025年（令和7年）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			家庭生活相談	法律相談		
6	7	8	9	10	11	12
	家庭生活相談	行政相談	家庭生活相談	司法書士相談		
13	14	15	16	17	18	19
	家庭生活相談		家庭生活相談	法律相談		
20	21	22	23	24	25	26
	休日	行政相談	家庭生活相談	司法書士相談		
27	28	29	30	31		
	家庭生活相談		家庭生活相談			